

## 平成30年度9月補正予算（案）について

	補 正 額	(債務負担行為)
一 般 会 計	1,020,558 千円	( 323,362千円)
特 別 会 計	3,928,540 千円	
合 計	4,949,098 千円	( 323,362千円)

### — 一般会計補正予算（その1）の内容 —

#### ※債務負担行為補正

- ◆平成30年度公共施設管理運営事業費 [市民文化局] (225,000 千円)  
川崎市男女共同参画センターの指定管理者である共同事業体の代表者が、他社に吸収合併されることとなり、改めて指定管理者を指定するため債務負担行為の限度額を変更するもの。

### — 一般会計補正予算（その2）の内容 —

1,020,558 千円

- ◆浮世絵等活用事業費 [市民文化局] 3,700 千円  
民間所有の浮世絵コレクションを活用するため、浮世絵等の展示施設の整備に向けた設計経費を計上するもの。
- ◆小児医療費助成事業費 [こども未来局] 20,071 千円  
入院医療費助成の所得制限について、平成31年1月から廃止するため、所要額を計上するもの。
- ◆福祉パル運営費 [健康福祉局] 67,740 千円  
福祉パルかわさきが入居しているビルのリニューアルに伴い、退去・移転に係る経費を計上するもの。
- ◆働き方改革・生産性革命推進事業費 [経済労働局] 52,000 千円
- ◆信用保証等促進事業費 [経済労働局] 8,000 千円  
生産性向上に向けた国の集中投資期間と連動し、市内中小企業に対し、本市独自の働き方改革と生産性革命の一体的な支援を実施するため、所要額を計上するもの。
- ◆道路照明灯整備事業費 [建設緑政局] 一 千円
- ◆その他安全施設整備事業費 [建設緑政局] 一 千円
- ◆市道改良事業費 [建設緑政局] 一 千円
- ◆国県道改良事業費 [建設緑政局] 198,050 千円
- ◆橋りょう長寿命化事業費 [建設緑政局] 一 千円
- ◆道路改良事業費 [建設緑政局] 591,900 千円
- ◆京浜急行大師線連続立体交差事業費 [建設緑政局] 一 千円
- ◆道路維持補修事業費（区政総務費） [建設緑政局] 一 千円
- ◆道路維持補修事業費（幸区区づくり推進費） [建設緑政局] 一 千円
- ◆道路維持補修事業費（宮前区区づくり推進費） [建設緑政局] 一 千円

社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ措置が、普通交付税不交付団体には行われないこととなった一方、補助の認承増があったことから、これに伴う財源更正と事業費の増額を行うもの。

- ◆小杉駅周辺交通機能整備事業費 [まちづくり局] 4,500 千円  
JR 横須賀線武蔵小杉駅及び駅周辺の混雑緩和に向け、駅外歩行者ルート  
の整備のため、必要な調査・設計に要する経費を計上するもの。
- ◆既存建築物防災対策事業費 [まちづくり局] 20,000 千円  
安全性の確認できない民間のブロック塀等の改善が進むよう、撤去に  
要する費用に対し助成を行うもの。
- ◆公立保育所整備費 [こども未来局] 4,152 千円
- ◆学校防災機能整備事業費 [教育委員会] 50,445 千円  
現行法に適合しない疑いのある公共施設のブロック塀を緊急的に撤去  
することとしたため、その新設に要する経費を計上するもの。  
※撤去及び設計費等は予備費で対応中。

※債務負担行為補正

- ◆浮世絵展示施設改修事業費 [市民文化局] (54,000 千円)  
上述の浮世絵等の展示施設の整備に係る経費を計上するもの。
- ◆粗大ごみ収集運搬業務経費 [環境局] (15,862 千円)  
平成30年度末に川崎生活環境事業所を廃止することに伴い、所管地  
域を他の事業所に振り分けるため、これに合わせて粗大ごみ収集事業者  
の担当地域を変更することから、業務量が増加する事業者への増額経費  
を計上するもの。
- ◆小杉駅周辺交通機能整備事業費 [まちづくり局] (28,500 千円)  
上述の駅外歩行者ルートの調査・設計経費と、新たな改札口に係る調  
査・設計経費を計上するもの。

## — 特別会計補正の内容 —

3,928,540 千円

- |   |          |              |
|---|----------|--------------|
| ◆競輪事業特別会計   | [経済労働局]  | △ 79,095 千円  |
| 前年度繰越金が生じたものの当初予算を下回ったことから、これを減額するとともに、財源調整のために予備費を減額した上で、競輪事業運営基金に積み立てるもの。 |          |              |
| ◆国民健康保険事業特別会計   | [健康福祉局]  | 2,399,493 千円 |
| 前年度繰越金が生じたことから、財源調整のために国庫負担金等返還金を減額した上で、新たに設置する国民健康保険財政調整基金に積み立てるもの。        |          |              |
| ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計   | [こども未来局] | 43,242 千円    |
| 前年度繰越金が生じたことから、母子福祉資金貸付金等を増額するもの。   |          |              |
| ◆後期高齢者医療事業特別会計  | [健康福祉局]  | 734,706 千円   |
| 前年度繰越金が生じたことから、後期高齢者医療広域連合納付金等を増額するもの。                                      |          |              |
| ◆公害健康被害補償事業特別会計   | [健康福祉局]  | 137,239 千円   |
| 前年度繰越金が生じたことから、遺族補償金等補償費を増額するもの。  |          |              |
| ◆介護保険事業特別会計   | [健康福祉局]  | 682,035 千円   |
| 前年度繰越金が生じたことから、これを介護保険給付費準備基金に積み立て、併せて所要額を同基金から繰り入れて国庫負担金等返還金を計上するもの。       |          |              |
| ◆港湾整備事業特別会計   | [港湾局]    | 10,920 千円    |
| 前年度繰越金が生じたことから、港湾整備事業基金に積み立てるもの。  |          |              |